

## 専門委員会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）

### （設置）

第1条 町田市は、町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定書（以下「協定書」という）第17条1項の規定に基づき、町田市バイオエネルギーセンター専門委員会（以下「専門委員会」という）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 専門委員会は、次の各号について評価、検討しその結果を町田市バイオエネルギーセンター運営協議会（以下「協議会」という）に報告する。

- （1）施設の稼働に伴う地域住民の健康及び生活環境への被害の防止に関すること
  - （2）施設の稼働状況に関する重大な事項の対応に関すること
- 2 専門委員会は、必要に応じ、町田市バイオエネルギーセンターに対し、前項の各号について提言を行うものとする。

### （組織）

第3条 専門委員会は、次の委員をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）運営協議会会長及び運営協議会副会長
- （3）その他、専門委員会が認める者

### （委員長及び副委員長）

第4条 専門委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員より選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

### （任期）

第5条 委員の任期は、1年間とする。但し、3条（2）で選任された委員についてはその役職での任期と同じとする。

- 2 委員は再任されることができる。
- 3 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 専門委員会は、運営協議会委員の過半数の要求または、協定書第17条第2項に基づき、次の各号が発生または発生する恐れがある場合に開催する。

- (1) 施設の稼働に伴う地域住民の健康被害等
- (2) 重大事故を含む施設の稼働状況に関する重大な事項

2 専門委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

3 専門委員会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞き、または説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、施設所管部署において処理する。

(有効期間)

第8条 本〇〇の有効期間は、町田市バイオエネルギーセンターの稼働開始後から廃止するまでとする。

(その他)

第9条 この〇〇に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が**専門委員会**に諮り定める。

附 則

この〇〇は、2022年〇月〇日から施行する。